

職員の任用に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年9月30日

岩手県人事委員会

委員長 及川卓美

岩手県人事委員会規則第25号

職員の任用に関する規則等の一部を改正する規則

(職員の任用に関する規則の一部改正)

第1条 職員の任用に関する規則(昭和32年岩手県人事委員会規則第12号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
別表第4(第14条関係) 選考により採用することができる職 1～3 [略] 4 その他の職 (1) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)による児童福祉施設、障害者自立支援法(平成17年法律第123号) <u>第5条第12項</u> に規定する障害者支援施設及び同法附則第41条第1項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた同法附則第35条の規定による改正前の身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第5条第1項に規定する身体障害者更生援護施設その他の社会福祉施設に置かれる職業指導員の職 (2)～(5) [略]	別表第4(第14条関係) 選考により採用することができる職 1～3 [略] 4 その他の職 (1) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)による児童福祉施設、障害者自立支援法(平成17年法律第123号) <u>第5条第13項</u> に規定する障害者支援施設及び同法附則第41条第1項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた同法附則第35条の規定による改正前の身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第5条第1項に規定する身体障害者更生援護施設その他の社会福祉施設に置かれる職業指導員の職 (2)～(5) [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

(職員の競争試験及び選考の委任に関する規則の一部改正)

第2条 職員の競争試験及び選考の委任に関する規則(昭和32年岩手県人事委員会規則第13号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
別表(第3条関係) 1・2 [略] 3 その他の職 (1) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)による児童福祉施設、障害者自立支援法(平成17年法律第123号) <u>第5条第12項</u> に規定する障害者支援施設及び同法附則第41条第1項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた同法附則第35条の規定による改正前の身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第5条第1項に規定する身体障害者更生援護施設その他の社会福祉施設に置かれる職業指導員の職 (2) [略]	別表(第3条関係) 1・2 [略] 3 その他の職 (1) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)による児童福祉施設、障害者自立支援法(平成17年法律第123号) <u>第5条第13項</u> に規定する障害者支援施設及び同法附則第41条第1項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた同法附則第35条の規定による改正前の身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第5条第1項に規定する身体障害者更生援護施設その他の社会福祉施設に置かれる職業指導員の職 (2) [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

(職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部改正)

第3条 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則(平成6年岩手県人事委員会規則第30号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(子育て、介護等を行う職員の早出遅出勤務)</p> <p>第7条の2 [略]</p> <p>2 勤務時間等条例第9条の2第1項第2号及び給与等条例第26条の7第1項第2号の人事委員会規則で定めるものは、次に掲げる事業を行う施設又は場所に当該事業を利用する子を出迎え、又は見送るため赴く職員とする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 障害者自立支援法(平成17年法律第123号) <u>第5条第7項</u>に規定する児童デイサービスを行う事業又は同法第77条第1項に規定する地域生活支援事業のうち人事委員会が別に定めるものを行う施設</p> <p>(4) [略]</p> <p>3～5 [略]</p>	<p>(子育て、介護等を行う職員の早出遅出勤務)</p> <p>第7条の2 [略]</p> <p>2 勤務時間等条例第9条の2第1項第2号及び給与等条例第26条の7第1項第2号の人事委員会規則で定めるものは、次に掲げる事業を行う施設又は場所に当該事業を利用する子を出迎え、又は見送るため赴く職員とする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 障害者自立支援法(平成17年法律第123号) <u>第5条第8項</u>に規定する児童デイサービスを行う事業又は同法第77条第1項に規定する地域生活支援事業のうち人事委員会が別に定めるものを行う施設</p> <p>(4) [略]</p> <p>3～5 [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この規則は、平成23年10月1日から施行する。